

長期収載品の選定療養費について

・令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月1日から長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際に選定療養費として自己負担が発生します。

◆対象となる医薬品

- ・外来患者様の院外処方、院内処方
- ・後発医薬品が発売され、5年以上が経過した先発医薬品（準先発医薬品も含む）
- ・後発医薬品への置き換え率が50%以上を超える先発医薬品

◆対象外となる場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ・在庫状況等などにより後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

◆自己負担額について

- ・長期収載品の価格と後発医薬品内で最高価格との価格差の4分の1

※選定療養費には別途消費税もかかります



医療法人東陽会 整形外科前原病院